

## 社会福祉法人力智会 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人力智会（以下「法人」という。）の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 評議員とは、評議員選任・解任委員会で選任された委員をいう。

3 評議員選任・解任委員とは、理事会で選任された委員をいう。

### (理事会及び委員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会等に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (理事等の報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

各年度の総額が462,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

各年度の総額が198,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

### (出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規則を準用して旅費を支給することができる。

### (適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規程は適用しない。

### (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

### (改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なくてはならない。

### 附 則

1. この規程は、平成16年9月1日より施行する。
2. この規則の一部改定は、平成17年4月1日よりこれを実施する。
3. この規程の一部改正は、平成28年3月1日より実施する。
4. この規程の一部改正は、平成29年3月10日より実施する。
5. 平成29年6月9日の評議員会で承認を得る。
6. この規程の一部改正は、平成30年3月22日より実施する。
7. この規程の一部改正は、平成31年4月1日より実施する。

### 別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 10,000 円	1,000 円
評議員会出席報酬等	日額 10,000 円	1,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	日額 10,000 円	1,000 円
理事及び監事業務報酬等	日額 10,000 円	1,000 円